

荒川区告示第265号

令和8年2月3日付け荒川区告示第36号において、撤去した自転車等の保管に関する告示を行ったところであり、当該告示から6か月を経過する日までに利用者等に返還できなかった自転車等については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第6条第4項及び「荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱」第13条第1項の規定に基づき所有権が区に帰属することとなっている。

こうして区に帰属した自転車等のうち、再生可能な自転車について、「荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱」第13条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月6日

荒川区長 滝口 学

記

- 1 告示日
決定の日とする
- 2 所有権が帰属した年月日
令和8年8月4日
- 3 再生可能な自転車一覧
別紙のとおり
- 4 根拠条例等
 - (1) 所有権の帰属
 - ①自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第4項
 - ②荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱第13条第1項
 - (2) 再生可能な自転車の告示
荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱第13条第2項

5 告示場所

荒川区ホームページ及び区役所庁舎前掲示場

6 告示期間

施行日から20日間

7 今後の取扱い

再生可能な自転車として社会福祉協議会に報告したが、最終的に販売店舗が引き取れなかったものについては、再生ができない自転車として荒川区放置自転車の撤去・返還処理要綱第13条第3項に基づき売却を行うこととする。

再生可能な自転車一覧

	所有権帰属日	色	形式	防犯登録番号
				車体番号
1	令和8年8月4日	白	軽快	南千住C88928 SNUB00008
2	令和8年8月4日	黒	軽快	南千住C99516 F21136258
3	令和8年8月4日	銀	軽快	南千住C94561 A19AK53905
4	令和8年8月4日	白	軽快	南千住D06560 GC9I05862
5	令和8年8月4日	緑	軽快	南千住D17262 SWI008461
6	令和8年8月4日	水	軽快	南千住D25386 STVKJ18094
7	令和8年8月4日	銀	軽快	南千住D36885 A24AI60834
8	令和8年8月4日	黒	軽快	荒川D00006 A20AH08400
9	令和8年8月4日	黒	ミニ	尾久B04434 GC9K27649
10	令和8年8月4日	白	軽快	尾久B18378 SZG303450
11	令和8年8月4日	赤	ミニ	千住E18912 STK310588
12	令和8年8月4日	黒	軽快	駒込A06388 A21AD14171
13	令和8年8月4日	白	軽快	新宿F81378 SXF305697
14	令和8年8月4日	黒	軽快	本富士B79892 Y200808370
15	令和8年8月4日	黒	軽快	本富士B89827 SZA509229
16	令和8年8月4日	緑	軽快	巣鴨C83873 SUH318650
17	令和8年8月4日	銀	軽快	中央A26189 TCDBG800